る実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）又は」を、「専任の」の下に「主任技術者又は」を加え、同号ヘ中「ホの」の下に「主任技術者又は」を加え、「（建設業の種類に応じ、法第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得又は同号ハの規定による国土交通大臣の認定があることをいう。以下同じ。）」を削り、同号に次のように加える。

ト　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者（第四号チにおいて「外国人技能実習生」という。）及び同法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの（第四号チにおいて「外国人建設就労者」という。）の従事の状況

第十四条の二第一項第四号ト中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改め、同号に次のように加える。

チ　外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況

第十四条の二第二項第一号中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）」を「入札契約適正化法」に改め、同項第二号中「の監理技術者が」を「の主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は」に改め、「及び当該」の下に「主任技術者又は」を加え、同号及び同項第三号中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改める。

第十四条の三第一項中「特定建設業者は」を「建設業者は」に、「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改め、同条第二項及び第四項から第六項までの規定中「特定建設業者」を「建設業者」に改める。

第十四条の四第一項第三号中「イからへまで」の下に「及びチ」を加え、同条第四項から第八項まで及び第十四条の五中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改める。

第十四条の六第一号中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改め、「又は氏名、」の下に「当該作成建設業者が置く主任技術者又は」を加える。

第十八条中「日本小型自動車振興会、日本自転車振興会」を「公益財団法人ＪＫＡ」に改める。

第十八条の三第一項に次の一号を加える。

九　若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

第十八条の四第二項中「前条第二項第二号」を「第十八条の三第三項第二号ロ」に改める。

第十八条の五第一項第二号ロ中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条第二項中「第十八条の三第二項第二号」を「第十八条の三第三項第二号ロ」に改める。

第十八条の七の表第七条の五、第七条の七第一項、第七条の十五第六号、第七条の十八第一号の項中「第十八条の三第二項第二号」を「第十八条の三第三項第二号ロ」に改める。

第二十三条に次の二項を加える。

4　第一項の規定により国土交通大臣に届出をした建設業者団体は、同項に掲げる事項のほか、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組を実施している場合には、当該取組の内容を国土交通大臣に届け出ることができる。

5　国土交通大臣は、前項の規定による届出のあつた取組の内容が、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に資するものであり、かつ、法令に違反しないと認めるときは、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

第二十六条第二項第二号中「前項第三号ロ」を「前項第四号ロ」に改め、同条第五項中「作成特定建設業者」を「作成建設業者」に改める。

第二十九条中「第二十七条の三十八」の下に「、法第二十七の三十九第二項」を、「第四十一条」の下に「並びに第二十三条第五項」を加える。

別記様式第一号中「役員及び営業所」を「役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者」に改め、同様式別紙一を次のように改める。

別紙一　（用紙Ａ４）

役　員　等　の　一　覧　表

平成　　年　　月　　日

役員等の氏名及び役名等				経営業務の管理責任者
氏名	役名等	常勤・非常勤の別		